

一般社団法人山梨県バレーボール協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山梨県バレーボール協会と称し、英文では、Yama Nashi-pref.Volleyball.Association（略称：Y V A）と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、山梨県におけるバレーボール関係団体を統轄し、代表する団体としてバレーボール競技の普及及び振興を図り、県民の健全な心身の育成・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バレーボール競技の普及、指導及び発展に資する事業
- (2) バレーボール選手の育成、強化及び競技力向上に資する事業
- (3) バレーボール指導者・審判員等の育成及び養成に関する事業
- (4) バレーボールに関する競技会・大会の開催及び後援等に関する事業
- (5) バレーボールに関する記録の編集、保存及び広報に関する事業
- (6) バレーボールに関する功労者・優秀選手等を表彰する事業
- (7) 公益財団法人日本バレーボール協会等との相互連携に関する事業
- (8) 公益財団法人山梨県スポーツ協会等との相互連携に関する事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員となろうとする者は、入会申込書を当法人に提出しなければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の多数による決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 第9条及び第10条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条及び第10条並びに前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(会費、その他抛出金品の不返還)

第13条 当法人は、会員が資格を喪失しても既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、一般法人法及びこの定款に規定するものに限り、当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(種類及び開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

3 開催地は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議により決定された場所において開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を書面又は電磁的方法により、社員総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するには、社員総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに）書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議決権の代理等)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議の省略)

第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちからその社員総会において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印若しくは電子署名をしなければならない。

(役員の設置等)

第26条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、当法人の代表理事とする。
- 3 理事のうち複数名を副会長とし、1名を専務理事、複数名を常務理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第28条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長の業務を補佐する。また、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 専務理事は、会務を掌理し、理事会・社員総会決議に基づき会務を執行する。また、会長・副会長に事故あるときはこれを代行する。
- 4 常務理事及びその他の理事は、理事会・社員総会決議に基づき会務を分担執行する。また、専務理事に事故あるときはこれを代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 6 会長、専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任する決議は、総正会員数の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(名誉会長、特別顧問、顧問及び参与)

第33条 当法人に、名誉会長、特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあつた者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は、当法人の事業及び運営に関し、会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、特別顧問、顧問及び参与は無報酬とする。ただし必要な経費は支払うことができる。

(取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除等)

第35条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったこと

による損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は1万円以上で、当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することとはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第35条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に召集の請求があったとき。
- (4) 本項第2号及び第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事及び監事が招集したとき。

(招集)

第39条 前条第3項第4号の場合を除き、理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した監事が署名又は記名押印若しくは電子署名をしなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第45条 当法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

(基金の募集)

第46条 基金の募集、割当及び払込み等の手続きに関しては、理事会の決議により

別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拋出者の権利)

第47条 基金拋出者は、前条に規定する基金取扱規程に定める日までその返還を請求することはできない。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第49条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第50条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第51条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第52条 当法人の経費は、当法人の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第55条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(長期借入金)

第56条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の3分の2以上に当たる多数による決議を得なければならない。

2 当法人の重要な財産の処分又は譲受を行う場合も前項と同じである。

(会計原則)

第57条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準その他の公益法人の会計慣行を斟酌しなければならない。

(剰余金の不分配)

第58条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第60条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部を譲渡することができる。

(解散)

第61条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第62条 当法人が解散等により清算するときに残余する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局及び委員会

(事務局)

第63条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第64条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、各種専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第65条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により、別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第66条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第67条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第68条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	遠藤俊郎	渡邊仁	松野正士
-------	------	-----	------

設立時代表理事	遠藤俊郎
設立時監事	杉山俊幸

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第69条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住 所	山梨県
設立時社員	遠藤俊郎
住 所	山梨県
設立時社員	渡邊仁
住 所	山梨県
設立時社員	松野正士

(法令の準拠)

第70条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人山梨県バレーボール協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年2月13日

設立時社員	遠藤俊郎
-------	------

設立時社員	渡邊仁
-------	-----

設立時社員	松野正士
-------	------